

## 「長野市保健所健康危機対処計画（感染症編）」の概要

令和 6 年 8 月 29 日  
長野市保健所総務課

### ■計画策定の目的

新型コロナウイルス感染症対応の課題を踏まえ、国民の生命と健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生とまん延に備えるため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（基本指針）が改正され、各保健所及び各地方衛生研究所は、令和 5 年度中にそれぞれの「健康危機対処計画（感染症編）」を策定することが求められている。

そこで「長野市保健所健康危機対処計画（感染症編）」を策定し令和 6 年 4 月から適用する。

### ■計画の位置付け

○本計画は、基本指針に規定される長野市保健所及び長野市保健所環境衛生試験所の健康危機対処計画（感染症編）とする。

※以下、長野市保健所と同所環境衛生試験所を合わせて「長野市保健所」とする。

○本計画は、以下のものと整合を図る

- ・長野市危機管理指針に定める長野市新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・感染症法に基づく長野市感染症予防計画

### ■計画の策定、推進、評価・見直し

○策定体制

- ・本計画は、長野市保健所が所内関係課及び庁内関係部署と協議し策定する。

○計画の推進

- ・長野市保健所は、庁内関係部署及び医療機関等の協力を得ながら、本計画に記載されている平時の準備等を推進するとともに、新興感染症（感染症法における新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症）が発生した場合、本計画に記載されている発生時の対応等に当たり、健康への影響を最小限に抑えるよう努める。
- ・平時から職員に対して年度当初など定期的に周知し、徹底を図る。

○評価・見直し

- ・長野市保健所は、庁内関係部署及び医療機関等の協力を得ながら、本計画に記載されている平時の準備等及び新興感染症等の感染症発生時の対応に関する推進状況や効果等を確認し、必要に応じて、計画の見直しを行う。
- ・見直し計画についてすみやかに職員に対して周知し徹底する。

### ■計画の主な内容

●計画で想定する感染症の発生段階と規模・期間等（保健所体制の場合）

| 発生段階   | 規模・期間等                             |
|--------|------------------------------------|
| 平時     | 発生前                                |
| 発生時    | 海外・国内で新たな感染症が発生し、国から公表された段階        |
| 流行初期   | 発生公表から 1 か月間で新型コロナ「第 6 波」の感染規模に達する |
| 流行初期以降 | 発生公表から 1 か月以降                      |
| 流行収束   | 感染収束                               |

●平時における準備＝以下の項目について確認等を行い、発生時に備える

- 感染症健康危機に対応する本市の実施体制
- 本市における組織体制
  - ・長野市新型インフルエンザ等対策本部における保健所部の位置付け等
- 市保健所の組織体制
  - ・代替意思決定者の順位
  - ・感染症の状況等に応じて柔軟に組織体制と役割分担を構築
  - ・必要人員の確保（感染症以外の業務を含む）

| 発生段階   | 必要人数  | 市保健所  | 平時から増員する方法 |      |      |
|--------|-------|-------|------------|------|------|
|        |       |       | 会計年度任用職員   | 庁内応援 | 庁外応援 |
| 平時     | 180 人 | 180 人 | －          | －    | －    |
| 発生時    | 210 人 | 180 人 | 12 人       | 5 人  | 13 人 |
| 流行初期   | 265 人 | 180 人 | 37 人       | 35 人 | 13 人 |
| 流行初期以降 | 265 人 | 180 人 | 37 人       | 35 人 | 13 人 |
| 流行収束   | 180 人 | 180 人 | －          | －    | －    |

- 連絡体制
  - ・医療機関、医師会等との連絡方法（夜間休日を含む）等
- 職員の感染予防対策・健康管理
  - ・感染症対応が長期化した場合の過重労働の回避、ストレス軽減等
- 執務環境・感染症対策関連物資の確保
  - ・2 階会議室に対策本部室を設置し、効率的、効果的な業務の推進を図る
  - ・業務に必要な電話、パソコン等の事務用品、感染防護具等の物品の確保
- 人材育成
  - ・職員を対象とする研修、訓練の実施
  - ・IHEAT（感染症健康危機管理支援チーム）要員を事前に養成
- 保健所の通常業務の取扱い
  - ・中止・縮小・延期等の業務を洗い出し、業務継続計画（BCP）を作成
- 業務体制
  - ・相談、調査、入院調整等の想定される業務の内容と量を想定
  - ・検査実施体制の確保
  - ・業務に必要なマニュアル等の作成、周知
- 検査体制
  - ・検査体制構築、検査機器等の整備
- 関係機関との連携
- 情報管理・リスクコミュニケーション
  - ・市民、報道機関等への感染状況等に関する情報提供等

●新興感染症発生時の対応＝平時における準備を踏まえ、迅速かつ適切に対応

- 海外・国内で新たな感染症等が発生した時点
- 流行初期（発生公表から 1 か月間）
- 流行初期以降
- 感染が収まった時期